## 学術会議問題と「大学改革」



安倍政権下、「官邸主導」 で繰り返された無法が、 安倍政権の継承を掲げる菅政権 によって、今度は学術会議の人 事に関して行われた。事態は進 行中だが、学術会議を標的にし た学問の自由・独立に対する攻 撃が、独り学術会議の問題にと どまらず、学術、政治、社会全 般に深刻な影響を及ぼしていく という認識が今後の運動を通じ て広く共有されることを願いた い。その一方で、学問の自由と 独立に対する介入が、安倍政権 の遙か前の90年代末以降、財界 の要求を背景にした文科省の 「大学改革」によって、全ての大 学と大学教員に対してより直接 的、かつ継続的・体系的に行わ れてきたことも、事実として押 さえておく必要があろう。新規 立法や法改正を繰り返しながら、 「大学改革」が20数年間にわたっ て大学や社会に落としてきた影 は、学術会議問題の帰趨をも左 右するように思う。

2 「大学改革」は、①大学の組織・運営(財政を含む)と、②個々の教員の人事や処遇の両面から進められてきた。狙いは言うまでもなく、教員の思想・行動を変容させることにある。①は、

学問の自由・独立を外部の圧力 から守る防波堤となってきた大 学の自治と民主的運営を破壊す ることを内容とする。国立大学 について言えば、i.学長の選出 を教職員による選挙から、「学外 委員」が半数を占める学長選考 会議による選考へ移す、前.研 究・教育・人事に関する教授会 の権限を弱め、学長・役員会に 権限を集中する、Ⅲ.学部長の選 任を教授会による選挙から、学 長の選考に移す、iv.「学外」か ら理事を複数受け入れる、と いった策である。自治を奪われ、 集権的・権威主義的に改鋳され た体制の下で、②文科省が求め る、教員の思想や行動に対する 様々な介入(誘導、抑圧)政策が 強行されている。その中心的な 手段の一つに、教員の「評価」 およびその結果の処遇への反映 がある。象徴的とも言えるのが 「社会貢献」という評価項目で ある。「社会」と言っても、要は 「学外」の行政機関や経済界へ の協力であり、これに積極的な 教員が評価され給与等に反映さ れる。行政や経済界と対立する 市民の運動を学問的知見と良心 に基づいて支援するといったこ とは、社会貢献とみなされない。 こうした「評価」が次は教員の 研究や教育内容に対して刃を向 けてくることも、今となっては 十分覚悟しておかねばならない であろう。

3 教員の思想・行動に対する 影響という点で、とどめともな りかねないのが任期制の導入拡 大である。任期制の導入は、97 年の大学の教員等の任期に関す

る法律によって認められた。但 し、同法でも任期制はあくまで も例外という位置づけであり、 4条1項に定められた3つの類 型のどれかに該当する教員にし か認められていない。ところが 近年、文科省はなし崩し的に任 期制の適用拡大を大学に求めて おり、分野を問わず全教員に任 期を付けたり、任期付きへの移 行を昇任の条件とするといった 大学がいくつも現れている。大 学内では、この明白な違法行為 を、「学外 | 理事として出向して いる文部官僚(大概は事務局長兼 務)が主導、あるいは少なくとも 容認している。再任を認める規 定があるとはいえ、教員の心理 に対する圧迫、学問の自由、独 立、中立性・客観性への影響は 計り知れない。

4 かように学問の自由・独立 と大学の自治は、今や大きく毀 損された状態にあるが、残念な がら世間の関心は薄いと言わざ るを得ない。マスコミも日本の 大学の研究力の低下や財政難の 問題は取り上げるが、学問の自 由、大学の自治の観点から大学 の現状を考えるという問題意識 は乏しい。そして少なからぬ割 合の大学教員もまた、現状に馴 化してしまったかに見える。学 術会議問題がどういう決着をみ ようと、「大学改革」が続く限り、 学問の自由と大学の自治の侵害 は重大な憲法問題として残り続 ける。今回の事件を機に、「大学 改革 | の是正に向けた世論形成 に正面から取り組むことが必要 ではないだろうか。

(みやい きよのぶ)